

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注						
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I)	a. 診療所短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞	要介護1 (673単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	利用者に対して送迎を行う場合					
			要介護2 (722単位)											
			要介護3 (770単位)											
			要介護4 (818単位)											
			要介護5 (867単位)											
		b. 診療所短期入所療養介護費(ii) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (700単位)											
			要介護2 (752単位)											
			要介護3 (802単位)											
			要介護4 (852単位)											
		c. 診療所短期入所療養介護費(iii) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護5 (903単位)											
			要介護1 (691単位)											
			要介護2 (741単位)											
	要介護3 (791単位)													
	d. 診療所短期入所療養介護費(iv) ＜多床室＞	要介護4 (840単位)												
		要介護5 (890単位)												
		要介護1 (777単位)												
		要介護2 (825単位)												
	e. 診療所短期入所療養介護費(v) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護3 (875単位)												
		要介護4 (922単位)												
		要介護5 (971単位)												
		要介護1 (809単位)												
	f. 診療所短期入所療養介護費(vi) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護2 (860単位)												
		要介護3 (911単位)												
		要介護4 (961単位)												
要介護5 (1,012単位)														
(二) 診療所短期入所療養介護費(II)	看護<6:1> 介護<6:1>	要介護1 (798単位)	×97/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位						
		要介護2 (848単位)												
		要介護3 (898単位)												
		要介護4 (947単位)												
		要介護5 (998単位)												
		要介護1 (596単位)												
	看護・介護<3:1>	a. 診療所短期入所療養介護費(i) ＜従来型個室＞							要介護2 (640単位)					
									要介護3 (683単位)					
									要介護4 (728単位)					
									要介護5 (771単位)					
		b. 診療所短期入所療養介護費(ii) ＜多床室＞							要介護1 (702単位)					
									要介護2 (745単位)					
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) ＜ユニット型個室＞	要介護3 (789単位)							×97/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)	+120単位	片道につき +184単位
		要介護4 (832単位)												
		要介護5 (876単位)												
		要介護1 (798単位)												
		要介護2 (847単位)												
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型個室＞	要介護3 (895単位)												
		要介護4 (943単位)												
		要介護5 (992単位)												
		要介護1 (825単位)												
		要介護2 (877単位)												
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型個室＞	要介護3 (927単位)												
		要介護4 (977単位)												
		要介護5 (1,028単位)												
		要介護1 (816単位)												
		要介護2 (866単位)												
	(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) ＜ユニット型準個室＞	要介護3 (916単位)												
		要介護4 (965単位)												
		要介護5 (1,015単位)												
要介護1 (798単位)														
要介護2 (847単位)														
(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット型準個室＞	要介護3 (895単位)													
	要介護4 (943単位)													
	要介護5 (992単位)													
	要介護1 (825単位)													
	要介護2 (877単位)													
(六) ユニット型診療所短期入所療養介護費(VI) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット型準個室＞	要介護3 (927単位)													
	要介護4 (977単位)													
	要介護5 (1,028単位)													
	要介護1 (816単位)													
	要介護2 (866単位)													
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(654単位)	+60単位											
	(二) 4時間以上6時間未満	(905単位)												
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257単位)												
(4) 療養食加算			(1日につき 23単位を加算)											
(5) 特定診療費														
(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)													
	(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)													
	(3) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)													
	(4) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)													
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)													
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100)													
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)													

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目